

## イオンタウン名取の届出概要について (法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 イオンタウン株式会社
- 2 届出日 令和元年 11 月 29 日
- 3 店舗の名称 イオンタウン名取
- 4 店舗設置者 イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 5 店舗所在地 名取市飯野坂三丁目 5 番 10 号
- 6 変更しようとする事項
  - (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 駐車場 No. 1 午前 9 時から翌午前 9 時まで (24 時間)  
駐車場 No. 2 午前 9 時から翌午前 9 時まで (24 時間)  
(変更後) 駐車場 No. 1 午前 9 時から翌午前 9 時まで (24 時間)  
駐車場 No. 2 午前 6 時から午後 10 時まで
  - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前 6 時から午後 10 時まで  
(変更後) 午前 9 時から翌午前 9 時まで (24 時間)
- 7 変更する年月日 令和元年 11 月 30 日
- 8 事務手続き等
  - ・公告年月日：令和元年 12 月 13 日
  - ・縦覧期間：公告の日から令和 2 年 4 月 13 日まで (公告の日から 4 か月)
  - ・地元説明会：掲示による説明
  - ・市町村等からの意見書提出期限：令和 2 年 4 月 13 日 (公告の日から 4 か月以内)
  - ・県の意見の通知期限：令和 2 年 7 月 29 日 (届出から 8 か月以内)

### ■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,501 m<sup>2</sup>
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 258 台
  - (2) 駐輪場の収容台数 72 台
  - (3) 荷さばき施設の面積 155 m<sup>2</sup>
  - (4) 廃棄物保管施設の位置及び容量 39 m<sup>3</sup>
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻  
スーパーマーケット 24 時間  
その他店舗 開店：午前 9 時 閉店：午後 10 時
  - (2) 駐車場出入口の数 4 箇所